

第6章 主体別行動計画

主体別行動計画の内容	149
環境目標 1 安心して飲める水	150
環境目標 2 深呼吸が心地よい、さわやかな空気	153
環境目標 3 水の循環を支える、汚染のない健全な土	156
環境目標 4 ヨシがそよぎ、生き物が豊富な水辺	158
環境目標 5 緑の連なり、木漏れ日のもりに息づく里の営み	161
環境目標 6 遊び、学び、みんなで支える自然	165
環境目標 7 資源を大事に使う、環境に思いやりのある暮らし	166
環境目標 8 ごみの少ない、ものを大切にする暮らし	168
環境目標 9 平穏で、健やかな暮らし	171
環境目標 10 良識と思いやりに支えられた快適でさわやかな暮らし	175
環境目標 11 緑と水辺がすがすがしい、美しい町並み	177
環境目標 12 だれもが安心して歩ける、散歩が楽しいまち	180
環境目標 13 郷土の歴史と文化が薫るまち	183
環境目標 14 環境を守り、はぐくむ、知恵と行動の輪を広げる	185



1 主体別行動計画の内容

- ・ 主体別行動計画は、環境の保全及び創造に向け、市民、事業者、滞在者が取り組むべき具体的な行動例を示すものです。
- ・ 環境基本計画の本編「第4章施策の展開」の主要施策ごとに、「市民が取り組むこと」、「事業者が取り組むこと」、「滞在者が取り組むこと」などとして定めた内容（計画書本編中の丸番号）に則して、必要な行動事項（行動計画書中の●又は○項目）を示し、より具体的な行動例を、行動事項以下に小文字の箇条書きで示しています。
- ・ 行動事項●は、主要施策の主旨に関係が深い行動項目を示しています。
- ・ 行動事項○は、ほかの施策においても同様の行動事項が示されている重複する行動項目です。
- ・ なお、行動計画は最終的には主体別に編集し、各主体に向けたアクションプランとして活用していきます。

本編「4章 施策の展開」で位置付けた、主体ごとの「取組項目」

1 節電・節水等の推進

- 冷蔵庫を上手に使います。
 - ・ 熱いものはさましてから入れる。
 - ・ ドアの開閉回数を少なくする。
- 使わない電化製品のメインスイッチを切ります。
 - ・ 待機電力をコントロールするコンセントを使う。

取組項目に対応した「行動事項」（○は他施策との重複項目）

より具体的な行動例（実際に行うこと）

環境目標 ① 安心して飲める水

主要施策1-1 水質浄化の推進

■ 市民が 行動すること

① 調査・保全事業等への参加・協力

- 水系・水質調査，保全計画策定等へ参加します。
 - ・市民参加による水系・水質調査等に参加や協力をし，流域ごとの水質や負荷の状況を把握する。
 - ・生活排水対策推進計画*策定に関するアンケートや懇談会に参加や協力をし，水質浄化対策に市民の声を反映させるように努める。
- 水質浄化事業に参加や協力をします。
 - ・市や民間団体*が行う水質浄化キャンペーンやヨシ植え，講習会，勉強会等の事業に参加や協力をする。
 - ・路面排水対策として，市等の実施する歩道や側溝等の清掃に積極的に参加や協力をする。

② 家庭における水質浄化対策の実践

- 調理等による水の汚れをできるだけ減らします。
 - ・三角コーナーや水切り袋などの利用により，調理くずを流さないように工夫する。
 - ・調理器具，食器はへらや紙でふきとってから洗う。
 - ・油は使い切るか，又は集団回収あるいは新聞等にしみ込ませてごみとして出す。
 - ・水とぎの少ない米を利用する。
 - ・米のとぎ汁は流さずに庭へまく。
 - ・ディスポーザ*を設置する場合は，単体では設置せず，ディスポーザ*排水処理システムを併設し，公共下水道，農業集落排水施設あるいは高度処理型合併処理浄化槽*に接続する。（ディスポーザ*対応型高度処理浄化槽でも可）
- 環境にやさしい石けんなどを使います。
 - ・石けんや洗剤の使用量を減らす工夫をする。
 - ・粉石けんや無りん洗剤など生分解性*の洗剤等を使う。
 - ・台所洗剤は薄めて使う。
 - ・洗濯はまとめてする。
 - ・シャンプーの回数を減らす。

③ 公共下水道等への積極的接続

- 公共下水道や農業集落排水事業実施済みの区域は，家庭排水を速やかに接続します。

④ 高度処理型合併処理浄化槽*の導入と適正な管理

- 公共下水道や農業集落排水事業の認可区域外では，高度処理型合併処理浄化槽*を導入します。
 - ・市の補助制度を活用する。
 - ・し尿処理浄化槽（単独浄化槽）から転換する。

事業者が 行動すること

- 浄化槽の適正な維持管理を行います。
 - ・保守点検，清掃，法定検査を徹底する。

5 民間団体*活動の展開

- 水系・水質調査等に取り組みます。
 - ・市と連携し，市民参加による水系・水質調査等の企画や運営をし，水質や負荷の状況を調べる。
- イベント，広報，講習等により，市民の水質浄化意識の高揚を図ります。
 - ・霞ヶ浦の水質汚濁の実態や浄化の必要性を訴える。
 - ・家庭での水質浄化の知識，方法等の普及を図る。
 - ・調理施設の調査，指導等を行う。
- 茨城県霞ヶ浦環境科学センター*を水質浄化に関する取組の拠点として活用します。
 - ・水質浄化活動に積極的に参画する
 - ・市民参加型の水質浄化活動等を企画・運営する。

1 調査・保全事業等への参加・協力

- 自然環境調査等に参加や協力をします。
 - ・市や民間団体*が主催する自然環境調査等に，ボランティア等による参加や経済的な支援を行う。

2 事業所における汚濁負荷の低減

- 水質管理を徹底します。
 - ・定期的なモニタリング*を行い，規制基準を遵守する。
- 適正な浄化施設等を整備し，維持管理を徹底します。
 - ・公共下水道整備済み区域は速やかに下水道に接続する。
 - ・法律，条例等に基づく適正な浄化施設等の整備を行う。
 - ・魚毒性や難分解性の洗剤等を使わない。
 - ・保守点検，清掃，法定検査を徹底する。
- 立入検査等に協力します。
 - ・水質保全に関する立入検査やデータ提供に協力する。

3 農業における汚濁負荷の低減

- エコファーマー制度*の活用等により低農薬栽培や有機栽培*への転換，施肥の適量化や流出の防止等を推進します。
 - ・魚毒性の高い農薬や難分解性の農薬等を使わない。
 - ・低農薬栽培や有機栽培*等に転換する。
 - ・施肥する際は適量を使用する。
 - ・水田やハス田におけるかけ流しの防止やあぜカバーの整備，遅効性肥料の採用，施肥用田植え機等の使用により表面水や肥料の流出を防ぐ。
 - ・畑においては，表土流出の防止作物（カバークロープ）の作付け等による養分の流出抑制に努める。

●家畜排せつ物を適正に処理します。

- ・家畜排せつ物法等に基づき適正な家畜排せつ物たい肥化施設，負担軽減施設*及びし尿処理施設を整備する。
- ・家畜排せつ物法等に基づき適正な管理，維持を徹底する。

4 漁業における汚濁負荷の低減

●給餌量の適正化を図ります。

- ・養殖の実施に際しては，自動給餌機等により余分な給餌を防止する。



環境目標 ② 深呼吸が心地よい, さわやかな空気

主要施策2-1 地球の大気環境への配慮

■ 市民が 行動すること

1 温室効果ガス*の削減

- 省エネルギー化の推進, 新エネルギー*利用への転換を進めます。(P.166 参照)
- 自動車利用の抑制, 環境への負荷の少ない自動車の購入・使用を進めます。(P.154 参照)

2 熱帯林の保護

- 熱帯林製品, バージンパルプ製品等の購入を控えます。
 - ・トイレットペーパー, ノート等の紙類は再生紙製品を購入する。
 - ・間伐材*や国内材等を利用した木工品等を購入する。
 - ・非木材紙(ケナフやバガス製など)の利用を進める。

3 オゾン層*の保護

- フロン*の排出を行いません。
 - ・ノンフロン*製品を購入する。
 - ・フロン*を使用したエアコン, 冷蔵庫等の特定家電製品は, 適正に販売店に引き渡す。
 - ・廃棄自動車は処理業者等に適正に引き渡す。

■ 事業者が 行動すること

1 温室効果ガス*の削減

- 省エネルギー化の推進, 新エネルギー*利用への転換を進めます。(P.167 参照)
- 自動車利用の抑制, 環境への負荷の少ない自動車の購入, 無駄な燃料消費をしない適正な運転に努めます。(P.155 参照)

2 熱帯林の保護

- 熱帯林製品, バージンパルプ製品等の利用を控えます。
 - ・建設事業における国産材の利用を進める。
 - ・裏面コピー利用など紙の節約を進める。
 - ・事務用紙等の紙類は再生紙に転換する。
 - ・非木材紙(ケナフやバガス製など)の利用を進める。
 - ・新型型枠材など熱帯材の代替製品の開発や販売に努める。

3 オゾン層*の保護

- フロン*の排出を行いません。
 - ・特定フロン*は使用しない。
 - ・フロン*利用製品の適正な処理とフロン*回収を徹底する。
 - ・フロン*利用製品へのフロン*使用表示と適正な処分方法の表示を徹底する。

4 酸性雨*の防止

- ばい煙*等の排出を抑制します。
 - ・太陽光発電や風力発電などのクリーンエネルギーの利用を推進する。
 - ・ばい煙*等の除去施設を整備する。

主要施策2-2 大気汚染対策の推進

■ 市民が 行動すること

1 自動車利用の抑制

- できるだけマイカーを使用しないよう心掛けます。
 - ・近くに出かける場合は歩いたり、自転車を利用する。
 - ・通勤やレジャーにできるだけ電車、バス等を利用する。

2 環境への負荷の少ない自動車の購入

- 自動車購入時には環境への負荷の少ない車を購入します。
 - ・低公害車*、低排出ガス認定車*や低燃費車*を選択し、購入する。
 - ・ディーゼル車には積極的にDPF（ディーゼル微粒子除去装置）*を付ける。

3 自動車の適正な使用

- エコドライブ*を習慣化します。
 - ・急発進、急加速、空ぶかしをしない「eスタート*」に心がける。
 - ・エアコンの使用を控えめにする。
 - ・不要なアイドリング*はしない。
 - ・駐車や停車時にはエンジンを停止（アイドリングストップ）する。
 - ・法定速度を守り、経済速度で運転する。（一般道路で40km/時、高速道路で80km/時ほどの等速走行が経済的）
 - ・無駄な荷物を積まない。
 - ・道路交通情報を活用するとともに駐車場所にも注意する。
- 適正な燃料を使用します。
 - ・不純物のない適正な燃料を使用する。
 - ・有害物質の排出の少ない燃料を使用する。
- 整備、点検をこまめに行います。
 - ・適切なタイヤの空気圧を維持する。
 - ・燃費効率や排出ガスが悪化しないように点検整備する。

4 暮らしにおける大気汚染への配慮

- 家庭ごみ等の焼却は行いません。（P.172 参照）

■ 事業者が 行動すること

1 大気に係る規制・基準の遵守

- 大気質管理を徹底します。
 - ・定期的な監視・測定を行い、規制基準を遵守する。

●適正な排煙施設等を整備し、維持管理を徹底します。

- ・法律・条例等に基づき、ばい煙*発生施設、粉じん発生施設、焼却施設等の適正な整備を行う。
- ・公害防止（環境保全）協定*等に基づき、硫黄含有物などの少ない適正な燃料を使用し、積極的な環境の保全に努める。
- ・保守点検、清掃、法定検査を徹底する。
- ・排出状況を監視し、ばい煙*の一層の低減化を進める。
- ・市で実施する立入検査やモニタリング*等に協力する。
- ・自主的な調査データを積極的に開示する。

●不正な野外焼却等を行いません。

- ・野外焼却などによるごみの焼却は行わない。
- ・農作業等で野外焼却を行うときは、事前に近隣住民へ周知する。
- ・小型焼却炉は使用しない。

2 自動車利用の抑制

●マイカー通勤を減らします。

- ・ノーマイカーデーを設定する。
- ・公共交通の利用や相乗り通勤を励行する。

●共同輸送や空荷のない効率的な輸送を進めます。

3 環境への負荷の少ない自動車の購入

●自動車更新時には環境への負荷の少ない車に転換します。

- ・業務用・事業用車両など、会社等で使用する自動車を低公害車*、低排出ガス車認定車*や低燃費車*に転換する。
- ・低公害型の事業用車両等を事業者間で共同使用する。
- ・電気フォークリフト化を促進する。
- ・ディーゼル車には積極的にDPF（ディーゼル微粒子除去装置）*を取り付ける。

4 自動車の適正な使用

●エコドライブ*を習慣化します。

- ・急発進、急加速、空ぶかしをしない「eスタート*」に心がける。
- ・エアコンの使用を控えめにする。
- ・不要なアイドリング*はしない。
- ・駐車や停車時にはエンジンを停止（アイドリングストップ）する。
- ・法定速度を守り、経済速度で運転する。（一般道路で40km/時、高速道路で80km/時ほどの等速走行が経済的）
- ・無駄な荷物を積まない。
- ・道路交通情報を活用するとともに駐車場所にも注意する。

●整備、点検を定期的に行います。

- ・適切なタイヤの空気圧を維持する。
- ・燃費効率や排出ガスが悪化しないように点検整備する。

●適正な燃料を使用します。

- ・不純物のない適正な燃料を使用する。
- ・有害物質の排出の少ない燃料を使用する。

環境目標 ③ 水の循環を支える，汚染のない健全な土

主要施策3-1 土壌環境の保全

■ 市民が 行動すること

① 有害化学物質*を含む製品等の適正な管理・使用

- 農薬や除草剤等を適正に管理・使用します。(P.173参照)

② 環境に配慮した農業への協力

- 低農薬栽培や有機栽培*等の地場の産品を積極的に購入します。
- 農家等と連携した生ごみたい肥化事業等に参加や協力をします。

③ 地下水涵養への配慮

- 雨水の地下浸透に配慮します。
 - ・雨水浸透ますの設置など透水性排水施設を整備する。
- 放流先のない地域では，高度処理合併処理浄化槽*の導入等により，土壌汚染を防止します。

④ 土地の埋立て等における配慮

- 土地の埋立て等には，法令等を遵守します。
 - ・埋立て等に使用する土壌は，汚染のないことを確認する。
 - ・周辺に迷惑が及ばないように配慮する。

■ 事業者が 行動すること

① 水質・大気汚染対策の強化

- 水質・大気質管理を徹底します。(P.151, P.154参照)
- 適正な浄化施設等を整備し，維持管理を徹底します。(P.151参照)
- 適正な排煙施設等を整備し，維持管理を徹底します。(P.155参照)
- 不正な野外焼却は行いません。(P.155参照)

② 廃棄物等の適正処理

- 産業廃棄物*は適正に処理します。
- 土地の埋立て等には，法令等を遵守します。
 - ・埋立て等に使用する土壌は，汚染のないことを確認する。
 - ・周辺に迷惑が及ばないように配慮する。

③ 有害化学物質*等の適正な管理・使用

- 有害化学物質*の保管，使用，輸送，廃棄について正確に把握し，管理します。(P.173参照)
- 農薬や除草剤等を適正に管理・使用します。(P.173参照)

4 環境に配慮した農業への転換

- エコファーマー制度*の活用等により低農薬栽培や有機栽培*への転換，施肥の適量化や流出の防止や硝酸性窒素対策等を推進します。(P.151 参照)
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質*を含む製品等の使用に関するポジティブリスト*の徹底などの法令遵守，生産履歴記帳*の推進など，安全な管理を徹底します。
- 循環型農業*を目指します。
 - ・生ごみたい肥化や飼料化事業等と営農の連携に取り組む。
 - ・地元家畜用の飼料作物の栽培など，地場の産品の利用を進め，地域外からの有機物等の持ち込みを減らす。
 - ・窒素*やりん*を吸収する作物（菜の花，ケナフ，落花生等）の栽培を進め，過剰施肥土壌等を改良する。

5 地下水涵養への配慮

- 雨水の地下浸透に配慮します。
 - ・開発，建設等に際し，調整池，排水施設，舗装等の雨水浸透化を図る。
- 汚水の放流先のない地域では，高度処理型合併処理浄化槽*の導入等により，土壌汚染を防止します。



環境目標 ④ ヨシがそよぎ、生き物が豊富な水辺

主要施策4-1 水辺の生態系の保護

■ 市民が 行動すること

① 自然環境実態調査等への参加・協力

- 水辺の自然環境実態調査に参加や協力をします。
 - ・ 市民参加型の自然環境実態調査に参加や協力をし、河川流域ごとの自然情報をまとめる。
 - ・ 観察会等への参加や協力、自主的な環境調査等により、地域の自然への知識を深める。
 - ・ 貴重種等に関する確認情報を、市や民間団体*等に提供する。
- 生態系保護活動等に参加や協力をします。
 - ・ 市民参加型の生態系保護活動等に参加や協力をする。
- 水辺の清掃等のイベントに参加します。
 - ・ 岸辺、川底、湖底等の清掃活動に参加や協力をする。
 - ・ 不法投棄の監視活動等に参加や協力をする。

② ペット等の適切な飼育

- 川、沼や霞ヶ浦に、飼えなくなった鑑賞魚等の放流を行いません。
 - ・ ペットショップ等のアドバイスに従い、無理なく飼えるペットを購入する。
 - ・ 飼育できないときはペットショップに相談し、適切に対処する。
 - ・ 特定外来生物*は、野外に放したり、持ち帰らない。

③ 民間団体*活動の展開

- 自然環境実態調査や保護活動等に取り組みます。
 - ・ 市と連携し、市民参加型の自然環境実態調査の企画や運営をし、河川流域ごとの自然情報等をまとめる。
 - ・ 市と連携し、保護施策の検討や市民参加型の生態系保護活動等を企画し、展開する。
 - ・ 水辺の観察会等を企画し、運営する。
- 水辺の清掃活動等に取り組みます。
 - ・ 市と連携し、河川敷、川底、湖底等の清掃イベント等を企画し、運営する。
 - ・ 不法投棄の監視活動等に参加や協力をする。

■ 事業者が 行動すること

① 自然環境実態調査等への参加・協力

- 水辺の自然環境実態調査や保護活動等に参加や協力をします。
 - ・ 市や民間団体*が主催する自然環境実態調査や自然保護活動等に、ボランティア等による参加や経済的な支援を行う。

■ 滞在者が
行動すること

2 生態系に影響のある外来魚対策への協力

- 外来魚の対策に参加します。
 - ・ 漁業関係者による捕獲・駆除事業を行う。
 - ・ 釣り客が釣った外来魚を回収する仕組み等を検討する。
 - ・ 特定外来生物*を輸入・販売しない。

3 市民・滞在者への意識啓発

- 生態系に配慮したレジャー上のマナーの普及を図ります。
 - ・ ペットショップ、釣り具店、宿泊施設等において、外来魚の放流の禁止、生分解性*・無毒性の釣り具の使用、釣り具やごみの不法投棄の禁止等を周知する。

1 レジャーに際しての生態系への配慮

- 外来魚の放流等を行いません。
 - ・ 外来魚の持ち込みや放流は行わない。
 - ・ 釣った外来魚は持ち帰らず、回収等に協力する。
- 生態系に配慮した釣り具を使用します。
 - ・ 生分解性*で魚毒性のない釣り具を使用する。
 - ・ 有害化学物質*が溶け出すようなワームは使用しない。
 - ・ 釣り糸や釣り針を放置しない。
- ごみは持ち帰ります。
 - ・ 川や湖に持ち込んだものは、使い終わってもすべて持ち帰る。
 - ・ ごみ拾いなどの地域の清掃活動への参加や自主的な清掃活動を行う。
- 貴重な動植物は、持ち帰らないなど生態系を守ります。

2 生態系保全への協力

- 基金への募金等の経済的な支援をします。



外来種（アメリカナマズ）

主要施策4-2 水辺の自然の保全・修復

■ 市民が 行動すること

1 保全・再生事業への参加

- 水辺の自然環境実態調査等に参加や協力をします。(P.158 参照)
- 水辺の保全活動に参加や協力をします。
 - ・ 河川やため池の整備等に関するアンケートや懇談会に参加や協力をし、水辺づくりに市民の声を反映する。
 - ・ ヨシ植えや清掃活動、草刈りなど水辺の保全・管理活動等に参加や協力をする。

2 民間団体*活動の展開

- 水辺の環境調査や保全活動等に率先して取り組みます。
 - ・ 市と連携し、市民参加型の自然環境実態調査や観察会等の企画や運営をする。
 - ・ 河川やため池の整備等に関するアンケートや懇談会に参加や協力をし、水辺づくりに市民の声を反映する。
 - ・ ヨシ植えや清掃活動、草刈りなど市民参加型の水辺の保全・管理活動等を企画・運営する。
 - ・ 河川敷やため池などの公有地の委託管理事業に参加する。

■ 事業者が 行動すること

1 保全・再生事業への参加

- 水辺の保全活動等に参加や協力をします。
 - ・ ヨシ植えや清掃活動、草刈りなど水辺の保全・管理活動等へのボランティア参加や経済的な支援を行う。
 - ・ 休耕田等を学校での食育*や体験学習、保全活動の場として貸与・提供する。

2 砂利採掘等に伴う水辺環境への配慮

- 砂利の採掘等の事業に際し、環境保全に配慮します。
 - ・ 水生植生や生態系の破壊のないよう事業を行う。

環境目標 5 緑の連なり、木漏れ日のもりに息づく里の営み

主要施策5-1 筑波山麓、平地林や谷津田*など、里山*の自然の保全と生態系の保護

■ 市民が 行動すること

1 緑地保全計画等への参加・協力

- 保全計画等の策定に参加や協力をします。
 - ・緑の基本計画*策定のアンケートや懇談会等に参加や協力をする。

2 保全・管理等への参加・協力

- 里山*の自然環境実態調査等に参加や協力をします。
 - ・市民参加型の自然環境実態調査に参加や協力をし、筑波山麓・平地林や谷津田*などの自然情報をまとめる。
 - ・市民参加型の観察会への参加や自主的環境調査等により、筑波山麓・平地林や谷津田*などの自然への知識を深める。
 - 樹林地の保全や維持活動等に参加や協力をします。
 - ・筑波山麓・平地林や谷津田*などの保全計画づくりに参加や協力をする。
 - ・市民参加型の樹林地や谷津田*の保全・再生活動、手入れ、草刈り等に参加や協力をする。
 - ・田んぼの市民農園やオーナー制度*などの保全制度に参加や協力をする。
- 土地の埋立て等には、法令等を遵守します。(P.156参照)

3 ごみ不法投棄対策

- 里山*の清掃イベント等に参加します。
 - ・筑波山麓・平地林や谷津田*などの清掃イベント等に参加や協力をする。
 - ・不法投棄監視活動等に参加や協力をする。

4 民間団体*活動の展開

- 保全計画等の策定に参加や協力をします。
 - ・緑の基本計画*策定のアンケートや懇談会等に参加や協力をする。
- 里山*の自然環境実態調査等への参加や協力をします。
 - ・市と連携し、市民参加型の自然環境実態調査の企画や運営をし、筑波山麓・平地林や谷津田*などの自然情報をまとめる。
 - ・筑波山麓・平地林や谷津田*などの観察会等を企画・運営する。
- 樹林地の保全や維持活動等への参加や協力をします。
 - ・市や地権者と連携し、筑波山麓・平地林や谷津田*などの保全計画づくりを企画・運営する。
 - ・市や地権者と連携し、市民参加型の下草刈りなど里山*の保全や管理活動等を企画・運営する。
 - ・市や地権者と連携し、田んぼの市民農園やオーナー制度*などの新たな保全制度を企画・運営する。
 - ・公有地や民有林の委託管理事業等に参加する。

■ 事業者が
行動すること

- 里山*の清掃イベント等に率先的に取り組みます。
 - ・市と連携し、筑波山麓・平地林や谷津田*などの清掃イベント、不法投棄の監視活動等を企画・運営する。

5 ペット等の適切な飼育

- 里山*などに、飼えなくなったペット等を放しません。
 - ・ペットショップ等のアドバイスに従い、無理なく飼えるペットを購入する。
 - ・飼育できないときはペットショップに相談し、適切に対処する。
 - ・特定外来生物*は、野外に放したり、持ち帰らない。

1 保全・管理等への参加・協力

- 里山*の自然環境実態調査等に参加や協力をします。
 - ・調査、観察会等に樹林地や谷津田*を提供する。
 - 里山*の保全や維持活動等への参加や協力をします。
 - ・市民参加型の里山*の保全や管理活動等へのボランティア参加や経済的な支援を行う。
 - ・民有林や谷津田*等の所有者は、市民参加型の里山*保全活動等に所有地の提供や貸与をし、管理や営農への技術的なアドバイス等を行う。
 - ・休耕田等を市民の保全活動の場として提供する。
 - ・田んぼオーナー制度*や米契約栽培等に参加する。
 - 所有地の適切な維持管理を図ります。
 - ・所有地の緑化や植林の推進、市民参加型植林事業等への用地の提供等を行う。
 - ・耕作水田は、適切に維持管理する。
- 土地の埋立て等には、法令等を遵守します。(P.156 参照)

2 資源としての農業の推進

- 霞ヶ浦用水を利用した水稻・果樹園等を主体とした都市近郊型農業を進めます。

3 生態系に影響のある外来生物対策への協力

- 外来生物の対策に参加します。
 - ・狩猟関係者等による捕獲・駆除事業に協力する。
 - ・特定外来生物*を輸入・販売しない。

1 保全・管理等への参加・協力

- 樹林地の保全や維持活動等への参加や協力をします。
 - ・市民参加型の下草刈りなど里山*の保全や管理活動等に参加や協力をする。

■ 滞在者が
行動すること

主要施策5-2 農地や集落の保全と環境に配慮した農業の振興

■ 市民が 行動すること

1 地場の農業の振興への協力

- 地場の産品を積極的に購入します。
 - ・直売所の利用や地元ブランドの作物を積極的に購入する。
 - ・契約栽培等に参加や協力をする。
- 地場の産品の販路拡大に協力します。
 - ・イベントやアンケートに参加し、農家へ消費者としてのニーズを示す。
 - ・地場の産品の調理法の開発、紹介など、販路拡大イベント等に参加や協力をする。
- 山の下草刈り、水田の“みお*”^{さら}浚いなど協働事業等に取り組みます。
- 市民農園等に参加します。
 - ・市民農園、クラインガルテン*やオーナー制度*等に参加する。

2 民間団体*活動の展開

- 市民、農家の交流等を支援します。
 - ・市民、農家の交流イベント等の企画や運営をする。
 - ・市民農園等の開設の企画や運営をする。
 - ・契約栽培等の企画や運営をする。

■ 事業者が 行動すること

1 地場の農業の振興

- 地元消費者と密着した、安心できる農業を進めます。
 - ・農業者は、有機栽培*等により消費者が安心できる作物を提供する。
 - ・直売所等を充実し、消費者と直結した顔の見える農業を行う。
- 地場の産品を積極的に取り扱います。
 - ・食品関係事業者は、地場産品を積極的に販売する。
 - ・地場の産品をブランド化し、積極的に販売する。
 - ・販売事業者等は、消費者ニーズをくみ取り、適切に農業者に伝える。

2 環境保全型農業*の推進

- 環境負荷の少ない農業を行います。
 - ・エコファーマー制度*の活用等により有機栽培*、低農薬栽培、低化学肥料栽培等を積極的に進める。
 - ・生分解性*の農業資材等を利用するなど、環境保全に配慮した農業を行う。
 - ・地域で作った堆肥を活用するなど、地場の資源を生かした農業を行う。
- 環境保全型農業*による栽培作物を積極的に取り扱います。
 - ・販売事業者等は、環境保全型農業*で栽培された作物を積極的に取り扱い、普及を支援する。
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質*を含む製品等の使用に関するポジティブリスト*の徹底などの法令遵守、生産履歴記帳*の推進など、安全な管理を徹底します。

3 都市・農村交流の推進

●観光農業を展開します。

- ・地域の田園環境や観光果樹園を生かして、グリーンツーリズム*やエコツーリズム*等を展開する。
- ・市民農園、クラインガルテン*等を開設し、市民や都市住民の余暇活動に対応する。

●契約栽培等を進めます。

- ・契約栽培等により、消費者と直結した農業を進め、非農家や他の自治体の都市住民との交流を広げる。



環境目標 ⑥ 遊び、学び、みんなで支える自然

主要施策6-1 多様な生き物をはぐくみ、地域の自然とふれあえる場の整備

■ 市民が 行動すること

1 環境学習拠点等の整備・管理等への参加・協力

- 環境学習拠点やビオトープ*の整備や管理に参加や協力をします。
 - ・計画づくりに意見の提示や、知識、技術の提供をする。
 - ・整備や管理に参加や協力をする。

2 環境教育・環境学習への参加・協力

- 観察会等に参加や協力をします。
 - ・市民参加型の観察会等に参加する。
 - ・自主的な環境学習等を通じ、地域の自然への知識を高める。
 - ・人材バンク*に登録し、技術や知識を提供する。

3 民間団体*活動の展開

- 環境学習拠点やビオトープ*の整備や管理に参加や協力をします。
 - ・環境学習拠点やビオトープ*等の整備や管理に参加や協力をする。
- 環境学習機会の充実に取り組みます。
 - ・市民参加型環境学習イベント等の企画や運営をする。
 - ・人材バンク制度*等に参加や協力をし、技術や知識を提供する。

■ 事業者が 行動すること

1 環境学習拠点等の整備・管理等への参加・協力

- 環境学習拠点やビオトープ*の整備や管理を支援します。
 - ・ビオトープ*や環境学習拠点等の用地として休耕田や事業所未利用地等の提供や貸与をする。
 - ・ビオトープ*等として貸与が可能な休耕田や事業所未利用地等について、場所や貸与費用、条件等についての情報を提供する。
 - ・ビオトープ*等の整備に必要な廃材やリサイクル材を提供する。

2 環境教育・環境学習等への参加・協力

- 環境教育や環境学習を支援します。
 - ・環境教育や環境学習のイベント等に、人材の提供や経済的な支援を行う。
 - ・人材バンク制度*等に参加や協力をし、技術や知識を提供する。

環境目標 7 資源を大事に使う，環境に思いやりのある暮らし

主要施策7-1 省資源・省エネルギー化，新エネルギー*利用の推進

■ 市民が 行動すること

1 省資源・省エネルギー化の推進

- 我が家の環境大臣事業*へ登録するなど，省資源や省エネルギーの取組や情報の入手に努めます。
- エアコンを適切に使います。
 - ・冷房28℃，暖房20℃を目安に温度設定する。
 - ・フィルターの掃除をこまめ（2週間に1度を目安）にする。
 - ・ドライ機能を効果的に使う。
 - ・カーテン等を締めて冷暖房効率を上げる。
 - ・室外機の換気口に物を置かない。
- 冷蔵庫を上手に使います。
 - ・熱いものはさましてから入れる。
 - ・ドアの開閉回数を少なくする。
- 使わない電気製品のメインスイッチを切ります。
 - ・待機電力をコントロールするコンセントを使う。
 - ・人のいない部屋の照明は，こまめな消灯を心がける。
- 水を大切に使います。
 - ・食器洗い乾燥機を使用するときは，まとめて洗う。
 - ・風呂の残り湯を洗濯に利用する。
 - ・蛇口に節水コマをつけ，無駄な水量を抑える。
 - ・蛇口をこまめに閉める。
 - ・雨水をドラム缶等にためるなど，有効（植木等に）に利用する。
- 自動車利用の抑制，低燃費車*への転換，適正な自動車の使用による燃料消費の節減を進めます。（P.154参照）
- 省資源や省エネルギーの状況を把握します。
 - ・環境家計簿*をつける。
 - ・電気管理メーター（電力消費モニターの付いた分電盤）を導入し，日々や月々の電力消費をチェックする。

2 省エネルギー製品の購入

- 省資源や省エネルギーの商品を買います。
 - ・省エネルギーマークの製品を選択し，購入する。
 - ・低燃費車*等を購入する。

3 省エネルギー型住宅の建築

- 家の改築や新築時には省エネルギー型の住まいを建築します。
 - ・断熱性，機密性の高い住宅を建築する。
 - ・通風に配慮し，間取りや窓の位置を工夫する。

事業者が 行動すること

4 新エネルギー*の導入

- 太陽光発電などクリーンなエネルギーを住宅に導入します。
 - ・太陽光発電や太陽熱利用設備等を導入する。

5 民間団体*活動の展開

- 省エネルギー化のための知識や技術を普及します。
 - ・省エネルギー化に関する講習の実施やパンフレットの配布など、普及活動を展開する。
- 民間団体*施設への新エネルギー*利用を進めます。

1 省資源・省エネルギー化の推進

- 実行計画や推進計画をつくります。
 - ・削減の目標値を定め、担当部署、責任者等を選任する。
- 事業所内の省エネルギー化を推進します。
 - ・ESCO事業*を活用し、エネルギーの効率の良い利用を図る。
 - ・エアコンの温度設定の適正化を図る。
 - ・不要な電灯を消灯する。
 - ・パソコンなど、使用しない電気製品のメインスイッチをこまめに切る。
 - ・省エネルギー型の機器への転換を図る。
 - ・雨水を有効に利用する。
- 自動車利用の抑制、低燃費車*への転換、適正な自動車の使用による燃料消費の節減を進めます。(P.155 参照)
- 事業所の改築や新築時には、省エネルギー型の事業所等を建築します。
 - ・断熱効果や通風等に配慮した店舗や工場を建設する。

2 新エネルギー*システム等の導入

- 新エネルギー*システム等を積極的に導入します。
 - ・バイオマス*エネルギーを導入する。
 - ・太陽光発電設備等を設置する。
- 事業に伴い発生するエネルギーを有効に利用します。
 - ・熱回収やコージェネレーションシステム*等を導入する。

3 省資源・省エネルギー製品等の開発と販売

- エネルギー効率の高い製品、省資源や省エネルギーに役立つ製品等の開発と販売に努めます。
 - ・省エネルギー化技術を開発する。
 - ・省資源や省エネルギー型商品等の開発や販売をする。

4 省エネルギー情報の提供

- 製品等のエネルギー効率に関する情報を提供します。
 - ・省エネルギーマークやエコマーク*などの環境ラベルを積極的に取得して表示する。
- 製品等のエネルギー消費の少ない使用方法等に関する情報を提供します。

環境目標 8 ごみの少ない、ものを大切にする暮らし

主要施策8-1 ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用の推進

■ 市民が 行動すること

1 分別収集等の徹底

- ごみ分別を徹底します。
 - ・市のごみ出しルールを遵守する。
 - ・市の広報やチラシ等に記載されたルール等の周知を互いに図る。
 - ・ごみの分別の徹底など、地域で分別の仕組みを工夫する。
 - ・紙類の分別を徹底する。
 - ・生ごみは水を切り、排出する。
 - ・家電リサイクル法*に指定される特定家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は、販売店等に適正に引き渡す。
 - ・小売店などが実施している店頭での資源回収に積極的に協力する。
 - ・パソコンや自動車は、適正に回収業者に引き渡す。

2 ごみの減量化

- 無駄な容器包装*等を減らします。
 - ・買い物袋を持参し、レジ袋をもらわない。
 - ・過剰な包装やトレイに入った商品は、なるべく買わない。
 - ・不要な包装はことわる。
 - ・詰め替え商品、リターナブル*商品を利用する。
 - ・使い捨て商品の購入や利用を控える。
- 生ごみを減らします。
 - ・適量分の購入に努める。
 - ・食品クズがでないよう工夫する。
 - ・生ごみのコンポスト*化を進める。
- 地域や家庭における意識啓発を進めます。
 - ・地域、家庭での減量化の意識を高め合う。
 - ・各家庭の減量化の知恵を地域で教え合う。

3 物の長期使用

- 物を長く使う工夫をします。
 - ・丈夫で長持ちする商品の購入に努める。
 - ・不用品展示会に積極的に出向いたり、いらなくなったものを提供するなど、中古品を上手に活用する。
 - ・メンテナンスや修理をこまめに行う。

4 民間団体*活動の展開

- ごみ分別の適正化を普及する活動を展開します。
- ごみ減量化に関する知識を普及する活動を展開します。

■ 事業者が
行動すること

- 市と連携し、新しいごみ処理体制の研究や構築に取り組みます。
 - ・ごみの組成調査など、ごみ排出の実態を調査する。
 - ・生ごみの分別回収など、新たなごみ処理システムの構築に協力する。

1 計画的な事業ごみの削減

- ごみ減量化計画を策定します。
 - ・目標値や管理担当者を定め、計画的なごみ削減策を進める。
 - ・計画を周知し、従業員の意識啓発を図る。
- ゼロ・エミッション*化に挑戦します。
 - ・事業に伴うごみの再使用、再生利用を徹底し、ごみゼロ化を目指す。
- ごみ出しの適正化を推進します。
 - ・家電リサイクル法*に指定される特定家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は、販売店等に適正に引き渡す。
 - ・パソコンや自動車は、適正に回収業者に引き渡す。
 - ・事業所のごみと家庭のごみは区別し、適正に排出する。

2 ごみ発生を抑制する製品開発・販売方法等の推進

- ごみのおにくい販売方法を行います。
 - ・商品の包装はできるだけ省く。
 - ・詰め替え商品、リターナブル商品へ転換する。
 - ・量り売り、バラ売りなど小口な販売に対応する。
 - ・買い物袋の持参者に特典等を設ける。
 - ・レジ袋を有料化する。
- 生ごみを減らします。
 - ・適量分の購入に努める。
 - ・食品クズがでないよう工夫する。
 - ・生ごみのコンポスト*化等によるリサイクルを進める。
- 自社製品の回収や再利用等を進めます。

3 長期使用できる製品等の開発・販売等

- 長くもつ丈夫な商品の開発や販売を進めます。
- 物の長期使用を支える仕組みを充実します。
 - ・メンテナンスや修理体制を充実する。
 - ・使用部品を共通化する。

主要施策8-2 ものの循環を支える社会基盤の構築

■ 市民が
行動すること

1 グリーン購入*の実践

- できるだけ再生品等を購入します。
 - ・エコマーク*などの環境ラベル商品を優先して購入する。
- エコショップを積極的に利用します。

■ 事業者が
行動すること

2 リサイクル活動の活性化

- フリーマーケット等に積極的に参加します。
 - ・フリーマーケット等を積極的に企画・運営する。
 - ・使える不用品は捨てずにフリーマーケット等に出す。
 - ・フリーマーケットなどの中古品を上手に利用する。
 - ・インターネットなど新たな不用品市場に参加する。
- 集団回収等に参加や協力をします。
 - ・地域の資源物回収活動等に積極的に参加や協力をする。

3 民間団体*活動の展開

- 地域リサイクル活動の普及や拡大に取り組みます。
 - ・資源物回収活動の企画や運営をする。
 - ・フリーマーケットやホームページなどによるリサイクル活動の企画や運営をする。

1 グリーン購入*の推進

- できるだけ再生品等を購入します。
 - ・業務用品等の再生品等への転換を進める。

2 循環利用に配慮した環境にやさしい商品等の開発・販売等

- 再生品等の商品の開発を推進します。
 - ・再生品を積極的に開発する。
 - ・再使用、再生利用が容易な商品等を積極的に開発する。
 - ・環境配慮商品等には適切なエコマーク*表示等を取得し、表示する。
- 循環利用に配慮した環境にやさしい商品等の販売を推進します。
 - ・再生品等の環境配慮商品を積極的に扱い、エコショップ*に参加する。
 - ・インターネット等を活用し、新たな中古品市場等を開拓する。

3 事業者による共同循環システムの構築

- 事業者間の連携を生かした、資源循環の仕組みをつくります。
 - ・オフィス町内会方式*等により、資源物の集団回収や相互利用を行う。
 - ・農業と連携した生ごみたい肥化事業を構築する。

4 適正なりサイクルの推進

- 容器包装リサイクル法*や家電リサイクル法*、食品リサイクル法*に基づく、適正なりサイクルを推進します。
- 資源有効利用促進法*や自動車リサイクル法*に基づき、パソコンや自動車の適正なりサイクルを推進します。

環境目標 9 平穏で、健やかな暮らし

主要施策9-1 身近な生活環境の保全

■ 市民が 行動すること

1 暮らしにおける騒音、振動や悪臭への配慮

- 法律で認められていない家庭ごみ等の焼却は行わず、一部例外で認められる場合においても、近隣への十分な配慮の下に行います。(P.172 参照)
- 近隣への騒音、振動や悪臭に配慮した暮らしを心掛けます。(P.175 参照)

2 公害*監視への協力

- 公害*の発生に気を配ります。
 - ・騒音、振動、悪臭等の公害*を発見した時は、直ちに市に通報する。
- さわやか環境推進員*に協力をします。
 - ・さわやか環境推進員*に協力をし、地域の環境の監視や改善に努める。

3 光害*への配慮

- 近隣に迷惑とならないよう、照明の位置や使用に配慮します。

4 その他の新しい環境問題等への対応

- 新たな環境問題に関する正確な情報を把握します。
- 規制等のない新たな環境問題についても、関心を高め、自己防衛に努めます。

■ 事業者が 行動すること

1 公害*関係の規制の遵守等

- 法令や規制を遵守します。
 - ・適切な公害*防止設備を整備する。
 - ・公害*防止設備の適正な維持管理を徹底する。
 - ・定期的なモニタリング*調査を実施する。
- 市との公害*防止（環境保全）協定を積極的に締結します。
- 日照や電波障害等に配慮し、建築物等を建設します。

2 自主的公害*防止対策の推進

- 騒音、振動、悪臭等の防止に努めます。
 - ・自主的な上乘せ基準*等を設定する。
- 新たな環境問題の動向を把握し、先進的な取組に努めます。
 - ・研修会、講習会等に積極的に参加する。
 - ・新たな環境問題への対応に積極的に対処する。

3 環境管理体制の確立

- 環境マネジメントシステム（EMS）*を構築します。
 - ・環境管理計画などを策定し、達成目標を設定する。

- ・ 管理担当部署や管理担当者を選任する。
- ・ 達成状況を調査し、改善策を検討する。
- 環境保全に対する責任を社会にアピールします。
 - ・ ISO*14001等の認証を取得する。
 - ・ 環境会計など、環境対策への取組状況、成果を公表する。

4 中小企業における環境対策の推進

- 環境対策に積極的に取り組みます。
 - ・ 事業者団体等の行う研修や講習等に参加する。
 - ・ 環境対策に関する補助金等を活用する。
- 事業者間の連携を強化します。
 - ・ 情報やノウハウの交換を活発に行う。
 - ・ 環境保全対策への共同体制を構築する。

5 光害*への配慮

- 深夜営業などによる光害*に配慮します。
 - ・ 近隣への迷惑や農作物などへの影響等に配慮し、照明の設置や使用を行う。
 - ・ 屋外において特定の対象物の照射以外の目的でサーチライト、レーザーを使用しない。

6 その他の新しい環境問題等への対応

- 新たな環境問題に関心を持ち、情報収集に努めます。
- 新たな環境負荷の危険性に対し、率先して対策に努めます。

主要施策9-2 有害化学物質*への対応

■ 市民が 行動すること

1 ダイオキシン類*対策の実践

- 家庭ごみ等の焼却は行いません。
 - ・ 慣習的な焼却（宗教行事やキャンプファイヤー）以外の廃棄物の焼却は行わない。
- ごみ分別を徹底します。（P.168参照）
- 可燃ごみの減量化を図ります。（P.168参照）
- 生ごみは水をよく切ってから出します。
- ダイオキシン類*を発生しやすい製品の利用を控えます。
 - ・ 塩化ビニール製品等、不適切な処分をするとダイオキシン類*を発生しやすい製品の使用を避けるよう努める。

2 有害化学物質*を含む製品等の適正な使用や管理

- 有害化学物質*に関する正確な情報を把握します。
 - ・ 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）*やシックハウス症候群*の誘因物質など、新たな有害化学物質*の情報に注意する。

事業者が
行動すること

- より安全性の高い製品を購入し、利用します。
 - ・より安全な食品を購入する。
 - ・有機栽培*等の農作物の利用を進める。
 - ・建材や食器等の素材に留意する。
- 農薬や除草剤等の管理や使用を適正にします。
 - ・適正な使用方法や使用量を遵守する。
 - ・安全な場所に保管し、管理する。
 - ・魚毒性、長期残留性、難分解性等の薬剤を使用しない。

3 アスベスト（石綿）*対策の推進

- 法令等を遵守し、建築物の適正な解体を行います。
 - ・建築物の解体等に当たっては、アスベスト（石綿）*含有製品の有無について解体業者に情報を提供し、適正な解体を行う。

1 ダイオキシン類*の発生抑制

- 排出ガスや排水基準を遵守します。
- 適正な焼却施設の維持管理を徹底します。
 - ・不正な野外焼却などによるごみ焼却は行わない。
 - ・小型焼却炉は廃止する。

2 有害化学物質*等の適正な管理・使用

- 有害化学物質*の保管、使用、輸送、廃棄について正確に把握し、管理します。
 - ・PRTR*法に基づき適正に把握し、管理する。
- 農薬や除草剤等の管理や使用を適正にします。
 - ・適正な使用方法や使用量を遵守する。
 - ・安全な場所に保管し、管理する。
 - ・魚毒性、長期残留性、難分解性等の薬剤を使用しない。

3 健康や生態系に配慮した製品の開発・販売

- 有害化学物質*が発生しない製品等の開発や販売をします。
 - ・有害化学物質*等を使用しない又は発生しにくい製品の開発や販売を進める。
 - ・製品に含まれる成分等を、魚毒性、長期残留性、難分解性等のない素材に転換する。
 - ・低農薬栽培や有機栽培*等の農業を推進する。
- 有害化学物質*等について正確な情報を提供します。
 - ・有害化学物質*を含む製品等は、適切な使用方法や危険性について表示する。
 - ・食品等に含まれる化学物質等を適正に表示する。
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質*を含む製品等の使用に関するポジティブリスト*の徹底などの法令遵守、生産履歴記帳*の推進など、安全な管理を徹底します。

4 アスベスト（石綿）*対策の推進

- 法令等を遵守し，建築物の適正な解体を行います。
 - ・建築物の解体等にあたっては，アスベスト（石綿）*含有製品の有無について解体業者に情報を提供し，適正な解体を行う。
 - ・解体業者は，事前に全ての建材についてアスベスト（石綿）*含有の有無を確認する。
 - ・非飛散性アスベスト（石綿）*含有建材の解体にあたっては，湿潤化し，人力作業によって取り外しを行い，破碎はしない。

環境目標 10 良識と思いやりに支えられた快適でさわやかな暮らし

主要施策 10-1 暮らしのマナーとモラルの浸透

■ 市民が
行動すること

1 近隣に配慮した暮らし

- 騒音、振動を出さない暮らしに心掛けます。
 - ・ テレビやオーディオ、カラオケの音量は、迷惑を考えて調整する。
 - ・ ピアノや作業場など音の出る部屋は防音する。
 - ・ 夜中にカラオケ等で騒がない。
- 悪臭を出さない暮らしに心掛けます。
 - ・ 油や薬品を排水路等に流さない。
 - ・ 除草剤等は使用法をよく読み、正しく使う。
 - ・ ごみ等は燃やさず、放置せず、適切に処理する。
- ペットは正しく飼います。
 - ・ 糞や小屋の清掃を定期的に行う。
 - ・ 犬等の放し飼いはしない。
 - ・ 犬等の糞は持ち帰る。

2 環境美化活動等の実践

- ごみは正しく捨てます。
 - ・ ルールに基づいて正しくごみを処理する。
 - ・ 空き缶やたばこの吸殻などごみの不法投棄（ポイ捨てを含む）はしない。
- 家や家の周りの美化に努めます。
 - ・ 庭の清掃や草刈り、庭木の手入れを定期的に行う。
 - ・ 自宅前の道路は自主的に清掃する。
- まちの美化活動や清掃イベントに参加や協力をします。
 - ・ 市や地域・地区で行うごみ拾いや清掃等の活動に参加する。
 - ・ 水辺や里山*の清掃活動等に参加する。
 - ・ 散歩のときなど、気がついたごみは自主的に拾う。

3 民間団体*活動の展開

- 市と連携し、暮らしにおけるマナーやモラルの普及活動を展開します。
- 市と連携し、まちの美化活動や清掃イベントの企画や運営をします。

1 ごみの適正処理

- ごみは正しく捨てます。
 - ・ 法律や条例を遵守し、ルールに基づいて正しくごみを処理する。
- ごみの不法投棄（ポイ捨てを含む）を予防します。
 - ・ 自動販売機などの設置箇所には適切にごみ箱を設置する。
- 事業所や事業所の周りの美化に努めます。
 - ・ 事業所内の清掃や草刈り、植栽等の手入れを定期的に行う。
 - ・ 事業所前の道路は自主的に清掃する。

■ 事業者が
行動すること

滞在者が 行動すること

2 環境美化活動への協力

- まちの美化活動や清掃イベントに参加や協力をします。
 - ・市や地域・地区で行うごみ拾いや清掃等の活動に参加する。
 - ・水辺や里山*の清掃活動等に参加する。

3 観光マナー普及への協力

- 環境に配慮した観光マナーを普及します。
 - ・ホテル、釣り具店、駅などで、観光マナーについての自主的なキャンペーンを行う。
 - ・市や業界団体その他の民間団体*等で作成したポスターの掲示やパンフレットの配布等に協力する。

1 地域環境に配慮した観光マナーの遵守

- 漁業に迷惑をかけずに釣りを行います。
 - ・禁漁区での釣りはしない。
 - ・生けすや定置網の近くで釣りはしない。
 - ・網等に引っかかった針、ルアーは、適切にはずし、回収する。
- 外来魚の放流等を行いません。(P.159参照)
- 生態系に配慮した釣り具を使用します。(P.159参照)
- まちや自然を汚しません。
 - ・ごみの不法投棄(ポイ捨てを含む)は行わない。
 - ・持ち込んだごみは自宅に持ち帰り、処分する。
 - ・気がついたごみは拾い、ごみ箱に捨てる。



環境目標 11 緑と水辺がすがすがしい，美しい町並み

主要施策 11-1 自然や生活に配慮した開発の実施

■ 市民が
行動すること

1 環境に配慮した住宅の建築等

- できるだけ自然を傷つけずに家を建てます。
 - ・敷地に生えていた樹木は切らずに生かす。
 - ・なるべく地形を崩さずに，地形に沿った家を建てる。
- 雨水をできるだけ地下に戻します。(P.156 参照)
- 周辺の迷惑に配慮して家を建てます。
 - ・ピアノや作業場など音の出る部屋は防音する。
 - ・エアコンの室外機や換気扇を隣家に迷惑をかけないように設置する。
- 太陽光・太陽熱利用設備や雨水利用設備，省エネルギー設備等を導入した環境共生住宅*を建てます。(P.166 参照)
- 地区計画*や建築協定*等に参加や協力をします。(P.178 参照)

■ 事業者が
行動すること

1 環境に配慮した開発

- 法律や要綱等を守ります。
 - ・建築基準法，都市計画法などの法律を遵守する。
 - ・要綱や指導に基づき，適切な道路，公園，緑地等を整備する。
- できるだけ自然を傷つけない開発を行います。
 - ・敷地に生えていた樹木は切らずに生かす。
 - ・地形を崩さずに，地形に沿った建物を建築する。
- 雨水をできるだけ地下に戻します。(P.157 参照)
- 省エネルギー型の住宅を建てます。
 - ・断熱性，機密性の高い住宅を建てる。
 - ・通風に配慮した間取りや窓を計画する。
 - ・太陽光発電設備や雨水利用設備等を導入する。
 - ・太陽熱利用設備を導入する。
- 地区計画*や建築協定*等に参加や協力をします。(P.179 参照)
- 看板，張り紙，広告塔などの屋外広告物を設置する際には，景観に配慮します。

主要施策11-2 緑と水辺を生かしたうるおいと調和のあるまちづくりの推進

■ 市民が 行動すること

1 良好な町並みづくりへの参加・協力

- 生垣補助制度*等を活用し、庭や家を積極的に緑化します。
 - ・庭木を植えるとともに、補助を活用し、生垣化を図る。
 - ・屋上緑化や壁面緑化に努める。
 - ・地域の生態系に配慮し、郷土種の植栽に努める。
- 庭木等を適正に維持管理します。
 - ・散水や定期的な剪定等を行う。
- 自主的な町並みづくりを行います。
 - ・景観デザインマニュアル*等を活用し、周辺と調和する良好なデザインの家屋を建築する。
 - ・ごみ置き場、室外機等は生垣等で（室外機との十分な空間をとって）隠す。

2 まちへの愛着・誇りの育成・伝承

- 水郷やまちの魅力を発見し、情報を発信します。
 - ・水郷らしさや土浦らしさが感じられる景観ポイント等を発見、発掘し、広報やインターネットで発信する。
 - ・親子での町並みの探索やごみ拾いに参加し、郷土への愛着や誇りをはぐくみ、伝える。

3 地域のまちづくり・美化活動等への参加・協力

- 地域の緑化・美化活動に参加や協力をします。
 - ・市民参加による緑化・植樹イベントに参加する。
 - ・市民参加による清掃イベント等に参加や協力をする。
 - ・日頃からごみを見つけたら拾う。
- 地域の緑の維持管理に参加や協力をします。
 - ・地域の公園管理活動等に参加や協力をする。
 - ・公共用地の敷地や花壇等を借り上げ、市民参加による緑化や維持管理等を行う。
- 地域的な町並みづくりに参加や協力をします。
 - ・ワークショップ*や懇談会などに参加し、まちづくりについて意見を交換する。
- 地区計画*や建築協定*等に参加や協力をします。
 - ・地区計画*に協力し、総合的なまちづくりに参加する。
 - ・建築協定*に協力し、一体的な町並み形成に参加する。
 - ・緑化協定*に協力し、緑豊かな町並み形成に参加する。

■ 事業者が 行動すること

1 良好な町並みづくりへの参加・協力

- 事業所敷地内を積極的に緑化します。
 - ・敷地内空地の緑化を図る。
 - ・屋上緑化や壁面緑化に努める。
 - ・地域の生態系に配慮し、郷土種の植栽に努める。
- 緑地等の地域開放を図ります。

- ・敷地内緑地を、公園やポケットパーク*等として地域に開放するよう努める。
- 敷地内植栽を適正に維持管理します。
 - ・散水や定期的な剪定等を行う。
- 自主的な町並みづくりを行います。
 - ・景観デザインマニュアル*等を活用し、周辺と調和する良好なデザインの家屋を設計、建築する。
 - ・霞ヶ浦等の眺望に配慮し、建築の高さ等を適切に計画する。

2 地域のまちづくり・美化活動への参加・協力

- 地域の緑化活動に参加や協力をします。
 - ・市民参加による緑化・植樹イベントに参加や協力をする。
 - ・緑化イベント等に造園技術者等のアドバイザーを派遣する。
- 地域の美化活動等に参加や協力をします。
 - ・定期的な清掃イベント等に参加や協力をする。
 - ・清掃イベントに車両や機材等を提供する。
- 地域的な町並みづくりに参加や協力をします。
 - ・ワークショップ*や懇談会などに参加し、まちづくりについて意見を交換する。
- 地区計画*や建築協定*等に参加や協力をします。
 - ・地区計画*に協力し、総合的なまちづくりに参加する。
 - ・建築協定*に協力し、一体的な町並み形成に参加する。
 - ・緑化協定*に協力し、緑豊かな町並み形成に参加する。



環境目標 12 だれもが安心して歩ける, 散歩が楽しいまち

主要施策12-1 公共交通の利便性の向上

■ 市民が
行動すること

1 公共交通の利用の実践

- 公共交通をできるだけ利用します。
 - ・通勤やレジャーに、できるだけ公共交通を利用する。

2 利便性向上のための意見・提言の提示

- 公共交通を考える市民活動等に参加や協力をします。
 - ・体験乗車等を行い、利用上の問題点をチェックする。
 - ・駐輪場や駐車場などからの乗換えのスムーズさ等をチェックする。
 - ・利用を促すサービス等を考え、市、事業者に提示する。

■ 事業者が
行動すること

1 公共交通のサービス向上

- 人や環境にやさしい公共交通に転換します。
 - ・バス事業者は、低床バス（ノンステップバス）、低公害バスを導入する。
- バス・鉄道事業者は、定期券等のサービスを充実します。
 - ・休日家族利用サービスの付加など、新たな定期券サービス等を検討する。
 - ・各社共通回数券の導入を検討する。
 - ・1日乗車券など観光客向けのサービスを充実する。
- 駅舎等のバリアフリー*化を推進します。

2 公共交通の利用促進

- 公共交通による通勤を進めます。
 - ・駅への送迎バス等を運行する。

3 新たな公共交通の整備

- 新たな交通システムの整備について、市と検討を進めます。
 - ・常磐線土浦駅とつくばエクスプレスつくば駅間を結ぶ新交通システム*や、つくばエクスプレスの延伸の展開への可能性について、市と検討する。
 - ・既存のバス路線を補充するコミュニティバス*等や福祉バス*の運行について、市と検討する。
 - ・観光やレクリエーションの拠点となる施設を連絡する水上交通ネットワークづくりを市等と検討する。

4 公共交通を生かした都市整備の推進

- 高齢社会に対応した、歩いて暮らせる都市づくりを推進するため、パークアンドライド*やトランジットモール*など新たな交通システムの導入へ向け協力します。

■ 滞在者が
行動すること

1 公共交通の利用推進

- 観光で公共交通を利用します。
 - ・できるだけ自家用車を使わない観光に心掛ける。

主要施策12-2 歩行者にやさしいまち・みちづくり

■ 市民が
行動すること

1 歩行者ルート of 安全・バリアフリー *点検等への参加・協力

- みちの安全性や交通弱者への配慮を調査し、改善を求めます。
 - ・市民参加の安全点検や車椅子体験等に参加や協力をし、危険箇所や不備のある箇所をまとめ、市に改善を提言する。
 - ・普段から危険性等に留意し、見つけた場合は市に提言する。

2 自転車・自動車等の運転マナーの遵守

- 人に危険のないよう、自動車・バイクの交通ルールや運転マナーを守ります。
 - ・制限速度、交通標識、安全確認を守る。
 - ・運転中は携帯電話を使わない。
- 無灯火運転を行わないなど、道路交通安全ルールを遵守し、自転車の運転を行います。
 - ・人混みでは下車して進む。
 - ・人を追い越すときは、ゆっくり追い越すなどの配慮をする。
- 道路や歩道への不法駐車等を行いません。
 - ・自動車やオートバイは駐車場、パーキングエリア等へ駐車する。
 - ・自転車やオートバイは駐輪禁止エリアを守る。
 - ・自転車やオートバイを止めるときは歩道をふさがない。

3 自転車、徒歩などによる移動の促進

- 近距離は、自転車や徒歩などで移動します。
- 自転車でバス停や駅に来て、そこからバスや電車に乗り換えるサイクルアンドライド*を実行します。

■ 事業者が
行動すること

1 建築物のバリアフリー *化の推進

- だれもが利用できる建物を建てます。
 - ・新築建物は、スロープやエスカレーターを整備し、バリアフリー*化を徹底する。
 - ・病院や店舗などの公益性の高い既存建物は、バリアフリー*化を図る。

2 適正な駐車・駐輪場等の整備

- 必要な駐車場や駐輪場を適正に整備します。
 - ・従業員用、来客用の駐車場、駐輪場を必要数整備する。

■ 滞在者が
行動すること

3 自転車利便性の向上

- 自転車修理・整備サービスを充実します。
 - ・自転車の修理や整備に関するサービスを充実する。
 - ・マップやシンボル表示によるステーション化に参加や協力をする。

4 自転車・自動車等の運転マナーの遵守

- 従業員への運転マナーなどの教育を徹底します。
 - ・講習，研修等で安全運転を徹底して教育する。
- 人に危険のないよう，自動車・バイクの交通ルールや運転マナーを守ります。
 - ・制限速度，交通標識，安全確認を守る。
 - ・運転中は携帯電話を使わない。
- 人に危険のないよう，自転車の交通ルールや運転マナーを守ります。
 - ・人混みは下車して進む。
 - ・人を追い越すときはゆっくり追い越すなどの配慮をする。
- 道路・歩道への不法駐車を行いません。
 - ・自動車やオートバイは駐車場，パーキングエリア等へ駐車する。
 - ・自転車やオートバイは駐輪禁止エリアを守る。
 - ・自転車やオートバイを止めるときは歩道をふさがない。

1 自転車の利用の推進

- 観光にレンタサイクルを活用します。

2 自転車・自動車等の運転マナーの遵守

- 人に危険のないよう，自動車・バイクの交通ルールや運転マナーを守ります。
 - ・制限速度，交通標識，安全確認を守る。
 - ・運転中は携帯電話を使わない。
- 人に危険のないよう，自転車の交通ルールや運転マナーを守ります。
 - ・人混みは下車して進む。
 - ・人を追い越すときはゆっくり追い越すなどの配慮をする。
- 道路・歩道への不法駐車を行いません。
 - ・自動車やオートバイは駐車場，パーキングエリア等へ駐車する。
 - ・自転車やオートバイは駐輪禁止エリアを守る。
 - ・自転車やオートバイを止めるときは歩道をふさがない。

環境目標 13 郷土の歴史と文化が薫るまち

主要施策13-1 地域の歴史・文化の掘り起こしと伝承

■ 市民が 行動すること

1 地域の歴史的・文化的資源の発掘

- 市民参加による地域文化実態調査に参加や協力をします。
 - ・ 市民参加による文化財調査に参加や協力をし、現地踏査や聞き取り調査などにより、地域の埋もれた文化財や民俗文化等を発掘し、地図や民俗誌としてまとめる。
 - ・ 自主的な地域文化の調査、学習を行い、地域の歴史への知識、理解を深める。

2 適正な文化財の維持・保存

- 指定文化財を大切に維持し、保存します。
 - ・ 市と連携し、文化財の維持管理を行う。
 - ・ 市民参加による文化財パトロール等に参加や協力をする。
- 登録文化財への登録に協力します。
 - ・ 歴史的な建物等の登録文化財への登録に協力する。
 - ・ 市と連携し、登録文化財の維持管理を行う。

3 地域文化の伝承活動等の展開

- 地域文化の伝承に参加や協力をします。
 - ・ 祭りや風習を伝承するサークル活動や民間団体*活動に参加や協力をする。
 - ・ 祖父母から孫子への地域文化の伝承など、自主的な伝承活動を行う。
 - ・ 郷土史に関する知識、技術を生かし、総合的な学習の時間*や生涯学習等に講師として参加や協力をする。

4 民間団体*活動の展開

- 地域文化実態調査に取り組みます。
 - ・ 市と連携し、市民参加による地域文化実態調査の企画や運営をする。
- 地域文化の伝承に取り組みます。
 - ・ 祭りや風習を伝承する民間団体*活動等の企画や運営をする。

■ 事業者が 行動すること

1 適正な保護又は発掘調査の実施

- 埋蔵文化財の保護又は発掘調査を適正に行います。
 - ・ 市の助言や指導に基づき、開発地等の埋蔵文化財を保護又は発掘調査し、記録する。

2 民間団体*活動への協力

- 地域文化伝承に関する民間団体*活動を支援します。
 - ・ 募金や寄付等による協力をを行う。

■ 滞在者が
行動すること

1 文化財に配慮した観光

- 見学のマナーを守ります。
 - ・ タバコの火の不始末に気をつける。
 - ・ 文化財にむやみに触れたりしない。

2 民間団体*活動への協力

- 地域文化伝承に関する民間団体*活動を支援します。
 - ・ 募金や寄付等による協力を行う。

主要施策13-2 歴史・文化を生かしたまちづくりの展開

■ 市民が
行動すること

1 歴史的町並みづくりへの参加・協力

- 登録文化財への登録に参加や協力をします。(P.183参照)
- 歴史的な町並みと調和する家屋等を建設します。
 - ・ 景観デザインマニュアル*等を活用し、歴史的な町並みに調和する家屋等を建設する。

2 地域の歴史的な知識等の提供

- 市民ガイド等に参加や協力をします。
 - ・ 郷土史の知識等を生かし、市民ガイド等に参加する。
- 地域の食文化づくりに参加や協力をします。
 - ・ 郷土料理の研修や講習、コンテストなどに参加や協力をする。

■ 事業者が
行動すること

1 歴史的町並みづくりへの参加・協力

- 歴史的な町並みと調和する店舗や事業所等を建設します。
 - ・ 景観デザインマニュアル*等を活用し、歴史的な町並みに調和する店舗や事業所等を建設する。

2 郷土の食文化づくり等への参加

- 郷土の食文化づくり等を進めます。
 - ・ 霞ヶ浦産の魚類やレンコン等を生かした商品開発を行う。

環境目標 14 環境を守り、はぐくむ、知恵と行動の輪を広げる

主要施策14-1 環境情報の収集・提供体制の整備

■ 市民が 行動すること

1 環境調査への参加・協力

- 環境調査等に参加や協力をします。
 - ・市民参加型の環境調査に参加や協力をする。
 - ・自主的な環境調査や学習を行い、地域環境への知識、理解を深める。
 - ・市や民間団体*が実施する環境調査に対し、データの提供やアンケート等への協力をを行う。

2 情報発信イベント等への参加・協力

- 情報発信イベント等に参加や協力をします。
 - ・市民や民間団体*、市で実施するシンポジウム等の情報発信イベントに参加や協力をする。
 - ・茨城県霞ヶ浦環境科学センター*による各種イベント等に参加や協力をする。

3 民間団体*活動の展開

- 環境調査等に取り組みます。
 - ・市と連携し、市民参加型の環境調査や情報発信イベント等の企画や運営をする。
 - ・民間団体*で保有するデータを市で構築する環境情報データベースに提供する。

■ 事業者が 行動すること

1 環境調査等への協力

- 環境調査等を支援します。
 - ・市や市民、民間団体*等で行う環境調査や情報発信イベントに、ボランティア参加や経済的な支援を行う。

2 環境情報の提供体制の充実

- 環境情報の提供に協力します。
 - ・事業に伴う環境関連データを自主的に調査し、情報を蓄積する。
 - ・事業者や業界団体が保有する環境関連データや、保全技術等の情報を市で構築する環境情報データベースに提供する。
 - ・市の保有する事業者情報の開示や利用に協力する。

■ 研究者が 行動すること

1 環境調査等への参加・協力

- 環境情報調査等に参加や協力をします。
 - ・アドバイザーや指導員として、市や民間団体*等による環境調査等を支援する。
 - ・環境保全に関する研究成果等を地域の環境保全活動等に積極的に提供する。

主要施策14-2 環境教育・環境学習の充実

■ 市民が 行動すること

1 環境教育・環境学習への積極的な参加

- 環境教育や環境学習に積極的に取り組みます。
 - ・日頃から環境問題に興味を持ち、環境保全等に関する理解や知識を深める。
 - ・家族やサークルなどで環境に関する知識や情報を交換する。
 - ・市民参加型の環境教育や環境学習の機会に参加する。
- 我が家の環境大臣事業*へ登録するなど、省エネルギー情報の取得に努めます。(P.166参照)

2 地域の環境教育・環境学習への協力

- 環境に関する知識や技術を地域に提供します。
 - ・人材バンク*に登録し、リーダーや講師として環境教育や環境学習に協力する。
 - ・地域の人材と相互に交流や情報の交換をし、環境に関する知識や技術を高め合う。
- 民間団体*活動等に参加します。
 - ・民間団体*活動に参加し、地域の環境教育や環境学習活動等の企画や運営に取り組む。

3 民間団体*活動の展開

- 地域の環境教育や環境学習活動に取り組みます。
 - ・市や他の団体等と連携し、地域の環境教育や環境学習に取り組む。

■ 事業者が 行動すること

1 環境教育・環境学習への積極的な参加

- 環境教育や環境学習に積極的に取り組みます。
 - ・社員の環境保全等の意識を高めるため、環境教育を実施する。
 - ・環境保全等の技術や知識などを向上するため、自主的に研修や講習等を実施する。
 - ・行政や業界団体等が実施する環境関連の研修、講習等に参加する。

2 地域の環境教育・環境学習への支援・協力

- 環境教育や環境学習の機会を提供します。
 - ・工場見学や農業体験など、事業活動を生かした環境教育や環境学習の機会を提供する。
- 環境に関する知識や技術を地域に提供します。
 - ・地域の環境教育や環境学習に講師や技術者を派遣する。
 - ・専門的な技術や知識を提供し、地域や民間団体*リーダー等の育成を支援する。

■ 研究者が 行動すること

1 地域の環境教育・環境学習への協力

- 環境に関する知識や技術を地域に提供します。
 - ・人材バンク*に参加や協力をし、専門的な知識や技術を提供する。
 - ・講師やリーダー等の研修や講習会など、地域の人材育成に協力する。

主要施策14-3 地域的パートナーシップの展開

■ 市民が 行動すること

1 コミュニティ活動への参加・協力

- 地域の環境保全等の活動に参加や協力をします。
 - ・町内会等に参加する。
 - ・コミュニティのルールや役割分担に従い、環境保全等の活動に取り組む。
 - ・地域のコミュニティ活動に積極的に参加し、地域の環境保全等の活動の企画や運営に取り組む。

2 その他の民間団体*活動への参加・協力

- 民間団体*活動に参加や協力をします。
 - ・民間団体*活動に参加し、地域的な環境保全等の活動への参加や支援を行う。

3 地域と密着した民間団体*活動の展開

- 地域の環境保全等の活動に率先的に参加します。
 - ・市やまちづくり市民会議*（各地区市民委員会）やさわやか環境推進員*と連携し、地域的な環境保全等の活動への参加や支援を行う。
 - ・幅広い市民の参加が可能となる、柔軟な参加形態を構築する。

■ 事業者が 行動すること

1 事業者共同組織等への参加・協力

- 事業者間の連携をはぐくみ、共同体制を築きます。
 - ・環境保全のための事業者共同組織の設立に参加や協力をする。
 - ・事業者相互の連携や交流を広げ、環境保全等の共同活動や事業を企画し、実施する。

2 地域環境保全活動への参加・協力

- 地域との連携をはぐくみ、環境保全等の活動に協力します。
 - ・市やまちづくり市民会議*（各地区市民委員会）やさわやか環境推進員*と連携し、地域的な環境保全活動に参加や協力をする。

■ 研究者が 行動すること

1 地域の団体活動等への協力

- 地域の団体活動等を支援します。
 - ・地域の団体活動等に参加や協力をし、専門的な知識や技術を提供する。

主要施策14-4 近隣市町村, 県, 国, 海外との連携の強化

■ 市民が 行動すること

1 広域的な環境保全活動などへの参加

- 広域的な環境保全等の活動などに参加します。
 - ・ インターネット等を活用し, 他市町村や海外の市民等との情報交換や意見交換などを自主的に行う。
 - ・ 民間団体*が行う広域的なイベントや環境保全等の活動に参加する。
 - ・ 国や県が行うイベント, 環境保全等の活動などに参加する。
 - ・ 海外ボランティアや募金活動等の国際的な支援事業等に参加や協力をする。
 - ・ 茨城県霞ヶ浦環境科学センター*のパートナー制度・サポーター制度へ積極的に登録する。

■ 事業者が 行動すること

1 広域的な環境保全活動などへの参加

- 広域的な環境保全等の活動などに参加します。
 - ・ 他市町村や海外の事業者との環境関連情報や技術の交換, 共同による環境保全等の活動や事業展開を図る。
 - ・ 国や県が実施する環境保全等のための施策やイベントに参加や協力をする。
 - ・ 広域的な環境保全等の活動を行う民間団体*を支援する。
 - ・ 海外ボランティアや募金活動等の国際的な支援事業等に参加や協力をする。

■ 研究者が 行動すること

1 広域的な環境保全活動などへの参加

- 研究者間の広域交流を図ります。
 - ・ 他市町村や海外の研究者との交流を広げ, 環境保全等に関する知識や技術を蓄積し, 共有, 発信する。
- 広域的な環境保全等の活動に貢献します。
 - ・ 広域的な民間団体*活動に参加や協力をし, 専門的な知識や技術の提供やアドバイザー等として活動を支援する。
 - ・ 広域的, 国際的な会議や研究活動等に参加し, 専門的な立場から環境保全等の活動に貢献する。